

2012年(平成24年)10月9日 火曜日

Q 夫が交通事故に遭い右手に大けがをして手術をしましたが、右腕の機能が回復しませんでした。そのため、以前の仕事をすることができなくなり、収入が減りました。加害者に対してどのような請求ができるでしょうか。

交通事故による後遺障害



することができません。よる損害であり、症状事故が起きるとその後固定後に生じるであろう治療を継続しますが、う損害が後遺障害にどこかの時点でこれ以上の損害です。

A 交通事故で後遺障害が残った場合に、加害者に対して傷害による損害と、後遺障害による損害を請求することができます。この状態を「症状固定」といいます。事故後、症状固定まで生じた損害が傷害に、主に後遺障害

重さに応じ慰謝料請求

の慰謝料、および逸失利益(後遺障害により働けなくなったことによる損害)があります。5級の場合で14000円、12級の場合で290万円となります。後遺障害の逸失利益は、事故前の収入を元に計算の基礎となる収入を算出し、それに働けなくなった割合と就労可能年数を乗じて計算されます。5級の場

後遺障害には最も重い1級から14級まであり、どの等級に該当するかによって逸失利益、慰謝料の額が異なります。お尋ねの右手の機能障害について、は、障害の程度で5級、(弁護士 松田健太郎)